

第1 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の概要

1 策定の趣旨

救急搬送において受入医療機関が速やかに決定しない事案が全国各地で発生し、社会問題となったことを受け、傷病者の搬送及び医療機関による受入れをより適切かつ円滑に行うため、「消防法の一部を改正する法律」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行された。

こうした中で、道では、現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案をなくすとともに、医学的観点から質の高い、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するための基準として「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（以下、「実施基準」という。）」を定めることとした。

2 本道における傷病者の搬送及び受入れの現況

国が実施した平成19年～21年中の救急搬送における医療機関の受入状況等の調査において、本道における3か年の平均では、重症以上傷病者の99.4%が受入照会3回以内に医療機関に搬送されており（全国平均96.4%）、また、産科・周産期傷病者では98.0%（同95.3%）、小児傷病者は98.9%（同97.2%）となっているほか、首都圏や近畿圏等の大都市部に見られるような受入照会回数が数十回に及ぶ事案が発生していない状況となっている。

一方、4回以上受入照会を行い搬送された事案は、重症以上、産科・周産期及び小児それぞれの傷病者合わせて、3年間平均で224件（0.8%）となっている。

3 実施基準が定める範囲

- (1) この実施基準は、救急隊が行う傷病者の搬送時において、救急隊が傷病者を観察した結果、法第35条の5第2項第1号に基づく「分類基準」に掲げる症例に該当すると判断した場合の傷病者の搬送に適用する。
- (2) 救急隊が「分類基準」に該当しないと判断した傷病者の搬送については、病院群輪番制等による従来、地域で行われている救急搬送の取扱いに従うものとする。
- (3) 医療機関相互における転院搬送は、実施基準の対象としないものとする。

4 実施基準策定にあたっての考え方

- (1) 本道においては、傷病者の搬送及び受入れが概ね円滑に実施されていることから、現状における傷病者の搬送及び受入体制を基本として策定する。
- (2) 実施基準は、北海道医療計画と調和が保たれるよう策定する。また、この基準による搬送及び受入れの実施状況を調査・分析するなどして、不断の見直しを行うものとする。
- (3) 消防機関及び医療機関は、この実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れに関し、次の点に留意の上実施するものとする。
 - ア 実施基準は、消防機関による傷病者の搬送及び医療機関による受入れが円滑に実施できるよう策定されるものであることから、既に郡市医師会により病院群輪番制等の救急医療体制が構築されている地域にあっては従前の体制を尊重するものとする。
 - イ 医療機関リストの公表により、特定の地域及び特定の医療機関に過度の負担が生じることがないように配慮する。